

第8回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項（修正）

令和2年4月24日（金）

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 協議事項

(1) 罹患者発生時の庁舎等の消毒について

職員が罹患した時の庁舎等の消毒については、保健所の指示に従い職員等で対応する。

閉庁期間、閉庁時の業務体制、2次感染防止のための消毒方法等を保健所に確認し、消毒体制等マニュアルを総務課、環境課、健康課、人事秘書課と協議し対応案を作成する。

2. 報告事項

(1) 市民への情報提供（健康課）

①ポスターの掲示（※資料1）

内 容：福岡県緊急事態措置に関するお願い

掲示日：4月15日～

掲示先：市内公共施設、医療機関（医科・歯科）、スーパー等63か所

②全戸配布チラシの発送（※資料2）

内 容：新型コロナ感染症に関する相談・支援窓口について

配布日：5月1日（広報かま同封）

配布先：全世帯

(2) 乳幼児健診等について（子育て支援課）

①緊急事態宣言が解除されれば、5月から実施予定。継続の場合は、個別健診等検討が必要。

②児童虐待等の通報等はない増えていない。学校等が休業の為、把握できていないケースがある可能性があるため、情報提供お願いする。

(3) 嘉麻市新型コロナウイルス感染症緊急支援対策について（企画財政課）

全 8 項目（※資料 3）

- ①生活支援（4 項目）
- ②中小企業の事業継続等支援（2 項目）
- ③医療機関等の環境整備支援（1 項目）
- ④ふるさと納税の活用（1 項目）